

安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が少数派である者をいう。

(2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップにある2人であって、そのいずれか一方が町内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に町内への転入を予定している者は、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。

(1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(2) 双方に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。

(3) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることが出来ないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、町長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に町と調整するものとする。

3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び町職員の立会のもと、これを代書させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類(宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)を宣誓書に添付して提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 当事者のいずれかが町内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料(当事者が町内に住所を有していない場合に限る。)
- (3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

5 前条に規定する町内への転入を予定している者は、宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等町内への転入を証明する書類を町長に提出するものとする。

6 前条に規定する書類の提出が困難な場合には、速やかにその旨を町長に申し出なければならない。

7 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号に準ずるものとして町長が適当と認める書類(通称名の使用)

第5条 宣誓しようとする者は、町長が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 町長は、第4条の規定より宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)(以下これらを「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1号の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により当該受領証等の再交付を希望するときは、町長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受

けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、既に交付した受領証等を当該申請書に添付しなければならない。

2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第7項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 町長は第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。

4 第1項の規定により受領証等の再交付を受けたものは、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を町長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に変更内容が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第7項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 町長は、第1項の規定により変更届の提出があったときには、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は回収するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、双方が町内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に定める場合を除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して、これを町長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 次条第1項の規定により、宣誓が無効となったとき。

(4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第7項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 町長は、宣誓者が第1項に定める状態に該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

4 町長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときには、当該受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があるとき。
- (3) 第3条の規定に反するとき。
- (4) 第4条第5項及び第6項の規定に反するとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、第10条規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を町長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第7項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出することにより町内に住所を有しなくなる場合であって、町長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第9号)を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 本町と協定を締結している自治体から転入した者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該自治体から交付された受領証等を本町において継続して使用することができる。

(本町施策の推進に当たっての配慮)

第13条 町長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分配慮するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第14条 町長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出された場合、同条第3項の規定により受領証等が返還されたとみなした場合、又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

安 芸 太 田 町 長

私たちは、安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、署名します。

			宣誓日	年	月	日
宣 誓 者	住 所					
	ふりがな					
	氏名又は通称名					
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)					
	生年月日		年	月	日	年 月 日
	電話番号					
	メールアドレス					

代 筆 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(裏面)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

私たちは、安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下の内容を確認したうえで、パートナーシップの宣誓を行います。また、現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、本制度所管部署が確認することに同意します。

(自署)

氏名 _____

(自署)

氏名 _____

※必ず二人で確認してください。

確認事項			
要綱	項目	回答 (該当するものに☑)	
第2条 第2号	(関係性) 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。	☐ 該当する	☐ 該当しない
第3条	(住所) 少なくともいずれか一方が町内に住所を有し、14日以内に町内への転入を予定している。	☐ 該当する 転入予定者氏名 _____ 転入予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入予定者氏名 _____ 転入予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	☐ 該当しない
第3条 第1項	(年齢) 宣誓当日において、民法に規定する成年に達している。	☐ 該当する	☐ 該当しない
第3条 第2号	(配偶者等の有無) 配偶者 (事実婚を含む) がいない。 宣誓者以外の者とパートナーシップを宣誓していない。	☐ 該当する	☐ 該当しない
第3条 第3号	(近親者でないこと) 民法734号から第736号までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にない。	☐ 該当する	☐ 該当しない
上記要件に変更が生じた際は、受領書及び受領カードを返還してください。		☐ 確認しました	

●添付書類

①住民票又は住民票記載事項証明書

②戸籍抄本等

③通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

●提示していただく書類

①本人を確認できる書類 (個人番号カード、旅券 (パスポート)、運転免許証など)

(表面)

パートナーシップ宣誓書受領証

____様
(年 月 日生)

____様
(年 月 日生)

住所

住所

宣誓日

____年____月____日

交付番号

安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

安芸太田町長



(裏面)

注 意 事 項

○次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 双方が町内に住所を有しなくなったとき
- (4) 宣誓が無効となったとき

○次の場合には、宣誓は無効となります。

- (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓の対象者の要件に反しているとき
- (4) 町内に転入予定の場合、期日までに町内の転入を証明する書類を提出しないとき

○この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」をご提出ください。

特 記 事 項

※戸籍上の氏名、再交付日等

受領証の提示を受けられた方へ

安芸太田町では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。

2. 宣誓を受けた際に確認した事項

この受領証は、町長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認めた場合に交付されます。

- (1) いずれか一方が町内に住所を有していること
- (2) 成年に達していること
- (3) 配偶者（事実婚を含む。）がいないこと
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと（養子縁組を除く）

様式第 3 号（第 6 条関係）

パートナーシップ宣誓書受領カード	
安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓者	
【本人】	【パートナー】
氏名	氏名
(年 月 日生)	(年 月 日生)
住所	住所
宣誓日	年 月 日
交付番号	安芸太田町長 印

(表)

特記事項 ※戸籍上の氏名、再交付年月日等 戸籍上の氏名(通称名を使用している場合) 【本人】 【パートナー】	
注意事項 ○次の場合には、パートナーシップ 宣誓書受領証を返還してください。 (1)パートナーシップを解消したとき (2)一方が死亡したとき (3)双方が町内に住所を有しなくなったとき (4)宣誓が無効となったとき 受領カードの提示を受けられた方へ 安芸太田町では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、 一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を 実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領カードの提示を 受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいた します。また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していること について、本人の同意なく口外しないでください。	
○次の場合には、宣誓は無効となります。 (1)宣誓者間にパートナーシップを形成する 意思がないとき (2)宣誓書の内容に虚偽があったとき (3)宣誓の対象者の要件に反しているとき (4)町内に転入予定の場合、期日までに町内への 転入を証明する書類を提出しないとき	

(裏)

備考

- 1 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
- 2 背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第 4 号（第 7 条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

安 芸 太 田 町 長

安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 7 条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

申請日		年 月 日		※それぞれ自著してください。	
宣誓日		年 月 日		交付番号	
宣誓者	住 所			住 所	
	氏 名			氏 名	
	生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日
	電話番号			電話番号	
再交付を希望する書類		※希望する書類に✓してください。 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領カード		※希望する書類に✓してください。 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領カード	
再交付を希望する理由		※該当する理由に✓してください。 ☐ 紛失 ☐ 毀損・汚損 ☐ その他 ()			

代書者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》
以下の書類を添付して提出してください。
・再交付を希望する書類（毀損・汚損を理由とする場合）
また、本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

様式第5号（第8条関係）

パートナースhip宣誓事項変更届

安芸太田町長

安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出日		年 月 日		※それぞれ自著してください。	
宣誓者	住 所	(変更前)	住 所	(変更前)	
		(変更後)		(変更後)	
	氏 名	(変更前)	氏 名	(変更前)	
		(変更後)		(変更後)	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日	
	電話番号		電話番号		
	宣誓日		交付番号		
その他の 変 更	(変更前)				
	(変更後)				
変更理由	※該当する理由に✓してください。 ☐ 改姓・改名 ☐ 転居・転入・転出 ☐ その他 ()				

代書者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ②パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード

また、本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

様式第6号 (第9条関係)

パートナースhip宣誓書受領証等返還届

安芸太田町長

安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、受領証等を返還します。

届出日		年 月 日	※それぞれ自著してください。	
届 出 者	住　所		住　所	
	氏　名		氏　名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	宣誓日	年 月 日	交付番号	
返還理由		※該当する理由に✓してください。 ☐ パートナーシップの解消 ☐ 一方の死亡 ☐ 安芸太田町からの転出 ☐ その他（ ）		

代書者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・パートナーシップ宣誓書受領書、パートナーシップ宣誓書受領カード

また、本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

様式第7号 (第11条関係)

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

安 芸 太 田 町 長

安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 11 条の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

交付申請日		年 月 日		※それぞれ自著してください。	
届出者	住 所			住 所	
	氏 名			氏 名	
	生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日
	電話番号			電話番号	
	宣誓日	年 月 日		交付番号	
証明書の提出先		※該当する理由に✓してください。 ☐ 安芸太田町役場 ☐ 勤務先 ☐ その他（ ）			

代書者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《本人確認書類について》

本人を確認できる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

安 芸 太 田 町 長

氏 名 又は通称名		氏 名 又は通称名	
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)	
住 所		住 所	
生 年 月 日	年 月 日	生 年 月 日	年 月 日
宣 誓 日		返 還 日	
交 付 番 号		返 還 理 由	

上記のとおり、安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容等について証明します。

年 月 日

安 芸 太 田 町 長



様式第9号 (第12条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

安芸太田町長

安芸太田町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定により、以下のとおり継続使用することを申請します。

なお、本申請書、パートナーシップ宣誓書、パートナーシップ宣誓にあたっての確認書及びパートナーシップ宣誓に係る提出書類の写しを転出先自治体へ提供することに同意します。

[illegible]

代書者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ①パートナーシップ宣誓書受領証
- ②本人確認のできる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）